

4/15

遺産80億円申告漏れ

飯田GHD元会長遺族

国税局指摘

戸建て住宅分譲大手の飯田グループホールディングスの元会長で2013年に死去した飯田一男氏(当時75)の遺族が東京国税局の税務調査を受け、約80億円の申告漏れを指摘されていたことが15日、分かった。相続税

の追徴税額は過少申告加算税を含めて約40億円とみられる。関係者によると、遺族は飯田氏の不動産や預金などを相続財産として申告していた。しかし、飯田GHD株を保有する資産管理会社の株式の一部

については、長男名義となっており、申告していなかった。長男は取得資金を実質的には負担しておらず、東京国税局は、この株式は飯田氏のものであり、遺族は相続財産として申告する必要があったと判

断した。名義人と実際の所有者が違つこのよつな株式は一般的に「名義株」と呼ばれて、名義預金などと共に相続税調査の際に問題となるケースが多い。飯田氏は低価格で戸建

て住宅を分譲する「パワビルダ」の草分け的存在。飯田GHDは13年11月に一建設やアーネストワンなど戸建て住宅6社が経営統合して誕生した。16年3月期の連結売上高は約1兆1千億円。